

議案第 85 号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 5 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、提案するものであります。

## 権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

保育園一時預かり使用料

2 債務者

2人

3 放棄する債権額

29,600円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における10年の時効期間（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第167条第1項）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であること。

(参考)

放棄対象債権内訳表

番号	債権額	未納期間 (月数)
1	26,600円	平成20年9月 (1箇月)
2	3,000円	平成21年7月 (1箇月)